平成２５年（フ）第２１７号
神奈川県横須賀市馬堀町４丁目６番22―201号
債務者　阿部　文子
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１２号
神奈川県横須賀市大津町３丁目30番28号、住民票上の住所神奈川県横須賀市林４丁目337番地１
債務者　石上　政義
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１３号
神奈川県横須賀市大津町３丁目30番28号、住民票上の住所神奈川県横須賀市林４丁目337番地１
債務者　石上　尚美
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１５号
青森県八戸市大字湊町字上田屋前16番地６　イーグルハイツＢ棟Ｋ号室、前住所青森県八戸市大字鮫町字下盲久保25番地68　吉田貸家
債務者　関下　昌弘
1　決定年月日時　平成26年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第１８８号
名古屋市緑区鳴子町４丁目13番地　鳴子第１住宅320号
債務者　黒羽美知子
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第３８２８号
大阪市住吉区杉本２丁目25番４号
破産者　森田　和枝
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２５７号
大阪府東大阪市玉串元町１丁目２番49号　マルデンハイツ305号
破産者　川上　敬二
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５１２号
大阪市鶴見区放出東２丁目22番15―607号
破産者　城東サービスこと　野路　幹夫
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７１号
奈良県大和郡山市野垣内町２番地２　７―315
破産者　石井　洋子
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３２１号
奈良県大和高田市大中143番地１、開始決定時の住所奈良県大和高田市南本町６番20号
破産者　ステッチｏｎステッチたなかこと　田中　利治
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２２６０号
札幌市清田区北野７条５丁目２番６号　谷口方
破産者　酒井　保一
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５７号
埼玉県深谷市新井346番地
破産者　森田　　茂
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３０９号
埼玉県本庄市小島南３丁目10番43号
破産者　小倉　恒久
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第４３４号
川崎市宮前区野川3368番地　101
破産者　遠藤　美男
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３００号
相模原市中央区田名3162番地１、開始決定時の住所相模原市中央区田名2624番地24
破産者　織田　秀信
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第７５号
静岡市駿河区丸子５丁目６番２号
破産者　小林　重之
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６１３号
静岡県牧之原市静波2174番地１　ソル・サリエンテ静波103、旧住所静岡県焼津市中島1077番地
破産者　曾根　達巳
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４６２号
名古屋市中村区砂田町２丁目24番地　メゾンシャルマン301号、従前の住所愛知県知多市岡田字久平33番地の２
破産者　岩下業務店こと　岩下　忠明
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部